

## 春日部市地域公共交通活性化協議会条例の一部を改正する条例

春日部市地域公共交通活性化協議会条例（平成31年条例第3号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(所掌事務) 第2条 (1) <u>地域公共交通計画</u> （法第5条第1項の <u>地域公共交通計画</u> をいう。次号において同じ。）の作成及び変更並びに実施に関する事項 (2) その他市長が <u>地域公共交通計画</u> の推進を図るため必要と認める事項	(所掌事務) 第2条 (1) <u>地域公共交通網形成計画</u> （法第5条第1項の <u>地域公共交通網形成計画</u> をいう。次号において同じ。）の作成及び変更並びに実施に関する事項 (2) その他市長が <u>地域公共交通網形成計画</u> の推進を図るため必要と認める事項

### 附 則

この条例は、持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第36号）附則第1条本文に規定する施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。